

第 36 回延岡市農業委員会会議録

(令和 8 年 6 月 26 日)

1. 開催日時 令和8年6月26日（金）午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 19名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 壽 徳	2	佐 藤 純 子	3	花 畑 志 良 一
4	片 伯 部 隆	5	菊 池 光 雄	6	小 西 吉 寿
7	中 村 み え	8	須 藤 寛 之	9	貫 藍
10	松 下 康 廣	11	小 野 有 紗	12	遠 田 祐 星
13	高 橋 利 喜 哉	14	緒 方 武 彦	15	牧 野 博 文
16	安 藤 重 徳	17	甲 斐 亜 季	18	松 田 宗 史
19	矢 野 光 一				

4. 欠席委員 0名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 19名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 孝	2	甲 斐 充 伸	3	久 富 喜 良
4	吉 田 嘉	5	松 田 純 二	6	黒 田 啓 睦
7	佐 藤 隆 美	8	松 田 成 歳	9	
10	甲 斐 秀 雄	11	横 山 博 章	12	山 内 憲 次
13	岩 切 伸 行	14		15	甲 斐 詳 三
16	甲 斐 一 太 郎	17	田 口 誠	18	松 原 学
19		20		21	甲 斐 昭 浩
22	黒 田 五 司	23	岩 佐 美 基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第116号 農地法第3条 所有権の移転について

議案 第117号 農地法第4条の許可申請について

議案 第118号 農地法第5条の許可申請について

議案 第119号 非農地証明願について

報告 第125号 農地法第4条の届出について

報告 第126号 農地法第5条の届出について

報告 第127号 農地法第18条第6項の通知について

報告 第128号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第59号 農用地利用集積等促進計画（案）について（利用権）

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	戸 高 智 穂	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	久 世 美 保
農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 地 係 主事補	亀 長 英 寿	農 政 係 主任主事	権 藤 理 絵
		北浦産業建設課 専門主事	工 藤 敬 洋	北川産業建設課 主事	甲 斐 健 太

8. 会議の概要

9 : 30 開会 事 務 局	定刻となりましたので、会長お願いいたします。
議 長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第 36 回延岡市農業委員会総会を開催いたします。 まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。
事 務 局 長	はい。本日は委員総数 19 名中 19 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号 10 番、松下康廣委員と委員番号 11 番、小野有紗委員のお二人にお願いしたいと思います。
議 長	本日の予定ですが、議案第 116 号 農地法第 3 条 所有権の移転についてから、議案第 119 号 非農地証明願についてまでの議案 4 件、報告案件 4 件、協議案件 1 件となっています。
議 長	それでは、議案第 116 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案いたします。
議 長	整理番号 1 番について、委員番号 5 番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。
菊 池 委 員	皆さんおはようございます。委員番号 2 番、菊池です。整理番号 1 番について説明を申し上げます。所在は北方町南久保山地区で、畑 1 筆の 28 m ² です。譲渡人は北方町北久保山在住の方で、譲受人は北方町南久保山在住の方であります。経営状況は 319 m ² 、労力人は 1 人、理由は新規取得です。 6 月 23 日に、甲斐正太郎推進委員と譲受人と私で現地調査を行いました。この土地は娘さんがこの土地が付属している空き家を購入されたということで、この 28 m ² というのは畑が残っていたようであります。それを親父さんが譲渡人から買ったということであります。地域との調和要件も別に問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

		権移転となったようです。地域との調和要件も何ら問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 続きまして整理番号5番の案件についてご説明いたします。農地の所在は北浦町三川内の8筆、地目は田、面積は合計で13,202㎡となっております。譲渡人は宮崎市在住の方で、譲受人は北浦町三川内在住の方です。経営状況が11,740㎡で労力人が3人、理由は経営規模拡大となっております。 6月22日に、私と戸高久文推進委員、そして譲受人の3人で現地確認を行いました。1年前に譲受人が、譲渡人の所有しております三川内の住宅を購入しております。その際に、田んぼもどうですかという話があったようですが、それが最近になってまとまったようです。議案書の1番下の799㎡の田んぼが数年耕作されておらず、草がかなり伸びております。地域計画外のフェンスも張ってない場所になるんですがここをどのようにしますかと譲受人に質問しましたところ、自分は畜産業をしていてモアとか重機等を持っているので、きちんと近所の方に迷惑がかからないように管理をしていきますという返事をいただきました。残りの田んぼにおいては現在違う方が15年ほど耕作をされております。現地調査に行った時にもきれいに管理してありました。譲受人に聞いたところ急にまとまった話なので、現在田植えシーズン真っ只中ですのですぐに耕作することは考えていないという返事をいただきました。現在の耕作者としっかり話をして進めていただきたいということをお願いしております。地域との調和要件は問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事	務	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配布しています農地法第3条調査書の1ページから5ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
議	長	何かございませんか。

委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議 長	続きまして、議案第 117 号 農地法第 4 条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。
議 長	それでは、整理番号 1 番について、委員番号 15 番、牧野博文委員より説明をお願いいたします。
牧 野 委 員	おはようございます。委員番号 15 番の牧野です。整理番号 1 番についてご説明いたします。所在は小野町、地目は田、地積が 131 ㎡です。 6 月 23 日に振興局の方、事務局の方 2 人、私と申請人で現地調査を行いました。転用は昭和 57 年ごろからされてて、この方のお父さんが作られたとのことでした。理由は家の付属と倉庫の追認となっております。地域との調和要件は何ら問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。
議 長	それでは、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	農地区分につきましてご説明いたします。 整理番号 1 番につきましては、生産性の低い第 2 種農地となります。 地権者の亡父が、昭和 57 年頃に元家を改修した際に、トイレ・風呂等を増築したものです。今回、隣地の 5 条申請に合わせ当該農地が未許可であることが判明し今回申請となったものです。 当該農地を含む周辺には、住宅と狭隘な農地が連なっており既存施設の拡張（1/2 以下）の例外規定に該当することから、日常生活上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。 また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。

		以上、ご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
議	長	何かございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。
議	長	続きまして、議案第 118 号 農地法第 5 条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。
議	長	それでは、整理番号 1 番について、佐藤隆美農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。
佐 藤 委 員		おはようございます。推進委員の佐藤と申します。整理番号 1 番につきましてご説明いたします。所在地は吉野町、地目は畑です。面積は 449 m²となっております。譲渡人は吉野町在住の方です。譲受人は出北 5 丁目在住の方です。理由といたしまして、一般住宅を建てるということになっております。 6 月 23 日に県の担当の方、それから事務局の担当の方 2 人、それから譲受人の方 1 人、甲斐会長と推進委員の私で現地を確認いたしました。現地の方は高台になっていました。境界線とか確認して地域との調和要件は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 2 番、佐藤純子委員より説明をお願いいたします。
佐 藤 委 員		整理番号 2 番の説明を委員番号 2 番の佐藤がご説明いたします。所在地は松山町、地目が畑、地積が 122 m ² です。譲渡人が門川町在住の方で、譲受人が中川原町在住の方です。この土地は現地で見ると自宅の庭のような感じで、家が建った時点でもう庭として使われていて、全然畑というのは

	わからないような状態でした。 6月23日に振興局の方、事務局、譲受人と私と黒田推進委員で現地確認をいたしました。議案の地図を見てもらってもわかると思いますが、隣が田んぼになってますが、道の奥の方は山になっておりまして田んぼには全然支障はないと思われます。地域との調和要件も問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号3番について、委員番号15番、牧野博文委員より説明をお願いいたします。
牧 野 委 員	委員番号15番の牧野です。整理番号3番についてご説明いたします。所在は小野町、地目は田、地積は289㎡です。 6月23日に振興局の方、農業委員会事務局の方2人、私と譲渡人と譲受人で現地調査を行いました。地図は議案の次のページにありますが、譲受人の方の土地が右上の方の土地で、その土地の高さまでここを埋めて資材置場駐車場として使いたいということでありました。下側の方に用排水の溝がありましたので、なんら地域との調和要件も問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	農地区分につきましてご説明いたします。 整理番号1番につきましては、生産性の低い第2種農地となります。 地権者の娘夫婦が実家近くの当該農地に一般住宅を建築したいとの事で申請となったものです。使用貸借権の設定となっています。地権者は借人と共に今後農業に従事していく予定とのことです。 当該農地を含む周辺は、当地区の集落地域であり、住宅と狭隘な農地が段々に連なっており集落接続の例外規定に該当することから、日常生活上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。 また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。 整理番号2番につきましては、生産性の低い第2種農地となります。 空家となっていた農家住宅を購入しようとしたところ、住宅の庭の一部が農地のままとされていた為、今回申請となったものです。 昭和34年ごろ、住宅を建築した際に一緒に整地してしまったとの事です。当該農地を含む周辺は、農地の最奥に位置しており、辺地となっております。

		ります。住宅と道路に挟まれた狭隘な農地であり、集落接続の例外規定に該当することから、日常生活上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。 また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。 整理番号 3 番につきましては、生産性の低い第 2 種農地となります。 隣地で建築土木業を営む申請者が事業拡大に伴い、資材置場、駐車場として活用したいと申請になったものです。 当該農地を含む周辺は、集落地域であり、住宅の間に狭隘な農地が点在する状況となっております。既存施設の一体的利用(1/2 以下)として例外規定に該当することから、業務上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。 また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。 以上、ご審議よろしく願いいたします。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
議	長	何かございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。
議	長	続きまして、議案第 119 号 非農地証明願について提案いたします。
議	長	それでは、整理番号 1 番について、委員番号 5 番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。
菊池委員		委員番号 5 番菊池です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は北方町曾木で、地目は畑です。地積は 569 m ² 、申請人は北方町曾木地区在住の方で、理由として 10 年以上耕作放棄されてかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということであります。この土

		地は申請人もご高齢の方だと思うんですけど、一度も見たことなくここが自分の土地とは知らなかったという土地であります。 6月23日に、私と甲斐正太郎推進委員、甲斐詳三推進委員の3人で現地調査を行いました。配布してます写真を見てもらいますと分かりますように、畑というより森です。これを農地に復元するということは難しいということで私たちは判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
議 長	長	何かございませんか。
委 員	員	異議なし。
議 長	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	員	(挙手)
議 長	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議 長	長	以上で議案の審議は終了します。
議 長	長	引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。
事 務 局		それでは、事務局より報告事項についてご説明いたします。 はじめに、報告第125号、農地法第4条の届出についてご説明いたします。この報告は自己所有農地の転用になります。 議案書の15ページに記載しておりますが、1件の届出があり、畑が1筆のみの329㎡の転用となっております。 次に、報告第126号、農地法第5条の届出についてご説明いたします。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。 議案書の17ページに記載しておりますが、1件の届出があり、田が1筆のみの660㎡の転用となっております。

	次に、報告第 127 号、農地法第 18 条第 6 項の通知についてご説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。 議案書の 19 ページから 21 ページをご覧ください。今回 8 件の届出があり、田が 16 筆の 12,927 m²、畑が 1 筆の 618 m²、計 17 筆の 13,545 m²の合意解約となっています。 次に、報告第 128 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてご説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 議案書の 23 ページから 27 ページをご覧ください。今回 11 件の届出があり、田が 56 筆の 24,495 m²、畑が 46 筆の 18,574 m²、計 102 筆の 43,069 m²となっています。 なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。 以上で報告を終わります。
議	長
委	員
議	長
議	長
事	務
局	局
	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。 ありません。 無いようなので報告を終わります。 次に協議第 59 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。 こちらは、中間管理事業の集積等促進計画に基づく中間管理権の設定について農地中間管理機構に要請するものです。 計画内容につきましては議案書の 29 ページからになりますが、整理番号 1 番から 19 番が下南方地区、整理番号 20 番から 24 番が東延岡地区、整理番号 25 番が細見・小川地区、整理番号 26 番から 47 番が黒岩地区、整理番号 48 番から 76 番が東海地区、整理番号 77 番から 78 番が行膝川地区、整理番号 79 番から 81 番が北川町長井地区、整理番号 82 番から 86 番が個別案件での促進計画となっております。 次に、議案書 36 ページが耕作者変更の促進計画となっており、整理番号

		1 番から 2 番が沖田地区での促進計画となっております。 今回の促進計画では、35 ページの表下にあるとおり 38 人の出し手から 86 筆、66,011 m²の農地を個人 18 人および 2 法人に配分するとともに、耕作者変更については 36 ページの表下にあるとおり 1 人の出し手から 2 筆、1,830 m²の農地を個人 1 人に配分する計画となっております。 以上で説明を終わります。
議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
委	員	ありません。
議	長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものいたします。
議	長	その他、事務局より連絡事項についてお願いいたします。
事 務 局		(事務局説明)
議	長	以上を持ちまして第 36 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了いたします。

会長 甲斐 壽 徳

10 番 松 下 康 廣

11 番 小 野 有 紗